

鎌倉市廃棄物条例改正案についての所見

2014. 3. 18 弁護士 大川 隆 司

- 1 結論から言えば、本件条例案（第21条の2、第2項）が有償制の対象となる「家庭系一般廃棄物」の範囲を規則に白紙一任していることは、地方自治法228条第1項に違反するものと言えます。
- 2 地方自治法（以下「法」）は、いくつかの重要事項については条例で定めなければ成らない旨の規定を置いています。

給与・手当（204条の2）、使用料・手数料（228条）などは条例主義が適用される代表的な事項です。

「条例主義」の趣旨はどういうものか、その例外はどのような場合に許容されるか、という問題に関する判例はいくつかありますが、いずれも白紙委任を違法とし、条例所定の要件の補充を首長に委ねる場合には、首長の拠るべき判断基準が条例自体から明らかであることを要求しています。
- 3 たとえば、使用料条例主義に関する最初の最高裁判決（昭和60. 7. 16）は、大津市ガス供給条例が、条例所定の供給条件と異なる「特別供給条件」を管理者が例外的に定めることを許容する規定を置いていることを結論として適法としたものですが、その理由は例外が許容されるのはガス事業法の特定条項に該当する場合に限る、とされているため、「その要件は合理的に解釈することが可能である」からでした。
- 4 勤務条件条例主義に関するリーディングケースとされる最高裁判決（平成7. 4. 17）は、「どのような勤務を対象として特殊勤務手当を支給するのかは条例において規定すべきものであって、この判断を広く普通地方公共団体の長の裁量にゆだねることは地方自治法及び地方公務員法の右各規定の許容しないところといわなければならない」と明言しました。

そして、熊本市職員特殊勤務手当支給条例6条が、「この条例に定める者以外の勤務で特別の考慮を必要とする者に対しては、市長は、臨時に手当を支給することができる」という補充的規定をおいていること自体は適法としましたが、いわゆる「昼休み窓口手当」は、それを支給しないことが「条例所定の勤務との対比において不合理であると、認められる場合」には該当しないので、違法であると判示しました。

- 5 その後に出た東京地裁判決（平成9．10．28）は東京都給与条例（改正前の規定）が、特殊勤務手当の種類、支給対象職員の範囲及び支給額の定めを規則に委任していた点について「給与条例主義を定めた地方自治法204条3項、204条の2、…に違反するおそれが極めて強いものであった」と判断しています（ただし条例改正により、遡って適法となったと結論）。

ちなみに、この東京地裁判決は、給与条例主義の趣旨について、「右給与等の種類、額及び支給方法という基本的内容については法律又は条例に具体的根拠を要することとし、条例制定を通じて、給与の決定を住民の代表である議会のコントロールの下に置き、地方公共団体における給与の適正かつ公正な支給を確保するという点にあるものと考えられる」と判示しています。

- 6 そもそも法180条は、「議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したもの」に限り、長の専決処分を認めています。条例において規則への委任を規定する場合でも、その実質的内容を規則に「丸投げ」することが許されるわけではありません。

有償制の対象となる廃棄物の範囲を規則に一任する、というような条例案は議会に対し権限と責任の放棄を要求するようなものです。

「規則案」が当局により別に用意されるのであれば、その内容のうち重要なものを条例自体に取り込み、規則に委任する軽微な事項の範囲を条例自体において特定する、ということを追及すべきです。それではなければ地方議会の権限の根幹をなす「条例主義」は形骸化してしまいます。

個々の政策の方向性について意見を異にする議員同士であっても、「議会としての責任を重んじる」という見識が共有されていることに敬意を表します。

以上